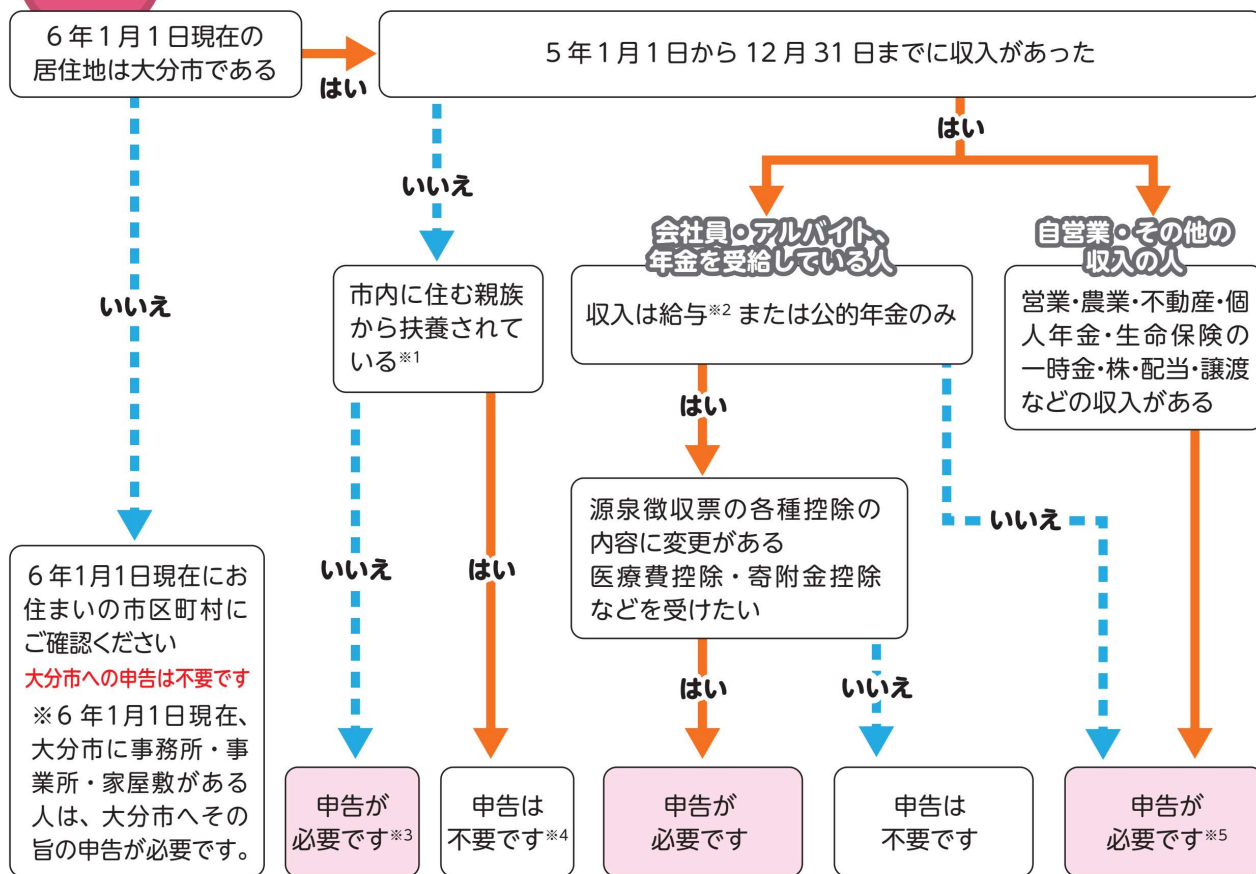


市民税・県民税の申告が必要かチェックしましょう

一般的な例です。当てはまらない場合もあります。

スタート! 税務署に確定申告書を提出する人は市民税・県民税の申告は不要です!



※1 親族が確定申告や給与支払報告書(年末調整)、公的年金等支払報告書などで、配偶者控除・扶養控除の対象として税務署または大分市に申告している場合に限りです。

※2 勤務先から大分市に給与支払報告書が提出されている場合に限りです。提出されていない場合は、申告が必要です。

※3 電子申告ができます。

※4 5年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一年計配偶者は申告が必要です。

※5 所得税の確定申告が必要ない20万円以下の所得でも、市民税・県民税の申告は必要です。